

ひろがる京の木整備事業（木製品型導入支援タイプ）公募要領

1 趣旨

この要領は、ひろがる京の木整備事業（木製品型導入支援タイプ）実施要領（令和3年10月4日付け3林第501号農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）に基づき実施される補助事業者決定のための公募に関し、必要な事項を定める。

2 対象施設

実施要領の別表に定める、商業施設や福祉施設など、多くの府民が集う住宅以外の民間施設で府内に存するものとする。

3 対象木製品

別表1に例示するような家具及び遊具等（木製玩具を含む。）で、多くの府民等が直接利用することが想定され、木製品を構成する部材に府内産木材を使用したものであって、体積又は表面積のいずれかにおいて使用された府内産木材が、木製品全体の過半を占めることが明らかなものとする。

4 応募要件

- (1) 応募者は、京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第2条第4号に掲げる暴力団員等又はそのほか知事が不相当であると認める者ではないこと。
- (2) 対象施設は、次に掲げる施設ではないこと。
 - ア 京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第2条第4号に掲げる暴力団員等の統制下にある施設
 - イ 宗教活動や政治活動を目的とした施設
 - ウ 対象施設が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業その他知事が不適切と認める用途に用いるもの
- (3) 国、地方自治体その他の機関から同種の補助金等を受ける場合、補助金の交付対象に重複がないこと。
- (4) 補助金の交付額を通知した日以降に発注及び契約すること。ただし、早期着手届を提出するときの発注及び契約は、提出日以降とする。
- (5) 原則として、応募する年度の2月末日までに木製品等の導入が完了すること。
- (6) 応募者に府税の滞納がないこと。

5 補助対象経費

対象木製品の購入及び設置に係る費用の合計額とする。

6 応募方法

別記第1号様式による事業申込書に必要な書類を添付し、令和4年5月20日まで（必着）に郵送又は持参により以下の提出先に提出すること。

書類の提出先：〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府農林水産部林業振興課木材産業係

7 添付書類

事業申込書に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 対象施設の所在地を表示した位置図
- (2) 対象木製品を配置する予定の箇所が分かる図面
- (3) 対象木製品を配置する予定の箇所の全体が分かる写真
- (4) 対象木製品に関する資料（構造図、イメージ図等とし、府内産木材の使用部分及び使用量が分かるよう明示するものとする。なお、材料に府内産木材以外が使用されている場合は、府内産木材の体積又は表面積が木製品全体の過半を占めることが分かる図面及び計算書を別途添付すること。）
- (5) 利用予定者数の積算根拠資料
- (6) 全体事業費及び補助対象経費の積算根拠資料（見積書等）
- (7) 応募者調書(別記第2号様式)
- (8) 誓約書(別記第3号様式)
- (9) 府税の納税証明書(滞納がないことの証明書) ※府税事務所等で発行しています。
- (10) 補助金の交付対象に重複がないことが分かる資料（本事業以外の補助金等の受給がある場合）

8 補助事業者の決定

別記採択基準に基づき、提出された事業申込書の内容について検討の上、予算の範囲内で補助事業者を決定する。

別表 1

対象木製品の例	
家具	<ul style="list-style-type: none">・いす及び腰掛け・机、テーブル及び台・棚及び雑誌ラック・下駄箱・パーティション・ゴミ箱・傘立て・カウンター 等
遊具 (玩具)	<ul style="list-style-type: none">・積み木・ままごとセット・木のパズル・木の玉プール・平均台 等
その他	<ul style="list-style-type: none">・建具・手すり・演台・移動式舞台 等

別記採択基準

次表に定める①から④までの各項目について採点し、点数の合計が8点以上であること。ただし、項目③について、年間の延べ利用者数が100人未満となるものについては他の項目の得点にかかわらず採択基準を満たさないものとする。

項目 配点	① 木製品導入歴の有無 ※1 (対象木製品導入の 区分)	② 美観の維持 (配置予定箇所の 区分)	③ 府民の利用の多さ ※4 (配置予定箇所の 年間の利用予定者 数)	④ 府内産木材利用 PR ※5 (PR の取組のバリエ ーションの数)
3	新規の木製品導入	室内	3千人以上	4つ以上
2	既に木質化が進んで いる箇所への木製品 導入	屋外だが、屋根の 下など風雨に晒さ れにくい箇所	1千人以上 3千人未満	3つ
1	過去に本事業等(※ 2)で支援を受けた 施設への木製品導入	屋外 (※3)	100人以上 1千人未満	1つ以上 2つ以下

※1 項目①については、事業申込書（別記第1号様式）に記載された事項をもとに以下のとおり採点する。

新規の木製品導入 (3点)	既に木質化が進んでいる箇 所への木製品導入 (2点)	過去に本事業(※2)で木製品 導入を行った施設への木製品 導入 (1点)
既存の木製品がない配置予 定箇所への木製品導入であ って、以下に該当するもの <input type="checkbox"/> 木製品を新規に導入 <input type="checkbox"/> 非木製品を木製品に交換	以下に該当するもの <input type="checkbox"/> 既存の木製品を新品の木 製品に交換 <input type="checkbox"/> 木製品の追加導入	

※2 以下の事業において、支援を受けた場合も含むものとする。

- ・[令和元年度から令和2年度まで] 京都の木のまち拡大事業(木製品等導入支援事業)
- ・[平成28年度から平成30年度まで] 木のまちづくり推進事業(木製品等導入支援事業)
- ・[令和元年度から令和2年度まで] 京都の木のまち拡大事業(公募型木のまち拡大事業)
- ・[平成28年度から平成30年度まで] 木のまちづくり事業(公募型木のまちづくり推進事業)

※3 項目②について、屋外に置く場合でも JAS における保存処理製材の K4 以上の性能区分を有する木材を使用する等の防腐処理を行う場合は、「屋外だが、屋根の下など風雨に晒されにくい箇所」の2点に含むものとする。

※4 項目③については、以下の算出方法を参考に利用予定者数を算出する。

- ・申請しようとする年に、感染症や天災等の不可抗力によるイベントの中止等はないものとして算出してかまわない。

〈算出方法〉

- (1) 毎日施設を利用する関係者については実人数、特定の日のみにおける利用者については延べ人数で算出。
- (2) 利用者が限られる閉鎖的な場所への導入の場合、当該場所の利用者のみで算出。共有部分への導入の場合、施設全体の利用者で算出。

(例) 保育園に木製品を導入した場合

園児総数	30人	実人数で算出
保護者(送り迎え)	30人	
保育士・職員	15人	
実習生	5人	
園訪問者	100人	延べ人数で算出
未就園児体験等	15人	
子育て支援事業等での利用者	80人	
休日参観	105人	
入園式・卒園式等	370人	
交流会	80人	
発表会	95人	
合計	925人	

※5 項目④のPRの取組のバリエーションについては以下の5種とし、実施要領第14第2項により対象木製品に貼付する表示板等については、府内産木材利用PRの取組には含まない。

PRの取組のバリエーション

(応募事業計画書(別記第1号様式)の5に記載のもの)

- 電子媒体を用いたPR
- 配布物を用いたPR
- 掲示物を用いたPR
- 催し物を通じたPR
- その他の方法でのPR